

# 健康増進法に基づき 全ての施設で 受動喫煙防止対策が必要です



## 第一種施設

対象施設 ▶ 学校、病院、薬局、児童福祉施設、行政機関の庁舎など

求められる  
対策

### 原則敷地内禁煙\*



※例外として屋外での特定屋外喫煙場所の設置が可能。

設置に必要な措置：①喫煙場所を区画 ②喫煙場所である旨を標識 ③利用者が通常立ち入らない場所に設置

## 第二種施設

対象施設 ▶ 飲食店、事務所、工場、ホテルなど(第一種施設と喫煙目的施設\*以外)

※喫煙を主目的とするバー・スナック、店内で喫煙可能なたばこ販売店など

求められる  
対策1

### 原則屋内禁煙

従業員のみ利用の  
バックヤード等も含む

例外として、基準を満たした喫煙室の設置・小規模飲食店への経過措置(2020年4月1日時点で営業していること等が条件)が認められています。

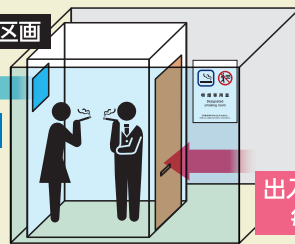


#### 喫煙室設置の技術的基準

- ① 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上
- ② たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されている
- ③ たばこの煙が屋外または外部の場所に排気されている

煙が流出しないよう区画

煙が屋外に排出



出入口の空気の流れ  
毎秒0.2m以上

#### 喫煙室の種類

- 喫煙専用室：飲食不可
- 加熱式たばこ専用喫煙室：飲食可

#### 経過措置の対象となる飲食店の要件

詳細は本市HPをご確認ください。  
横浜市への届出が必要です。

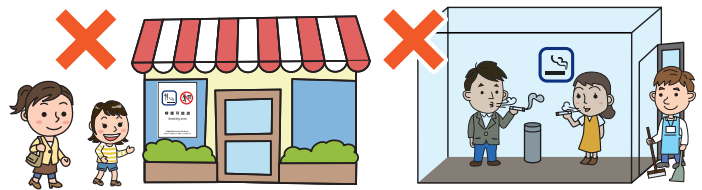


求められる  
対策2

### 20歳未満は喫煙エリアへ立入禁止

20歳未満の方は、従業員であっても喫煙エリアに立ち入らせることはできません。「喫煙可能店\*」の場合、20歳未満の方を入店させることができません。

※経過措置を受けている小規模飲食店のうち、店内の全てで喫煙可能な店舗



求められる  
対策3

### 標識の掲示

喫煙に係る標識を、施設の出入口付近の見やすい場所及び喫煙室の出入口に必ず掲示してください。

#### 〈禁煙施設出入口〉



#### 〈喫煙できる施設の出入口〉例



小規模飲食店のみ  
2020年4月1日時点で  
営業していること等の  
条件あり



標識の印刷用の  
データはこちらから



横浜市受動喫煙防止対策 標識 検索

※神奈川県条例に基づく標識

# 健康増進法には配慮義務が定められています。

## ●屋外に喫煙場所を設置する際の配慮 **施設管理者の配慮義務**

屋外に喫煙場所を設置する場合は、施設管理者には**望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮する義務があります。**

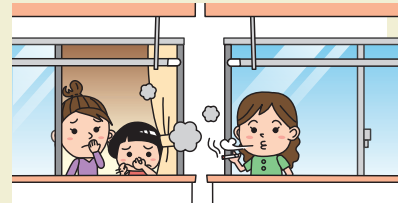
**例** 人の往来が多い歩道付近や店舗の出入口付近、利用者が多く集まる場所には設置しない。



## ●屋外や自宅などで喫煙する際の配慮 **喫煙者の配慮義務**

屋外や住居・ベランダなどで喫煙する場合であっても、喫煙者には**望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮する義務があります。**

**例** 人の往来が多い所では吸わない。子どもの近くで吸わない。ベランダ喫煙をしない。



# 施設を管理する方の責務

●喫煙禁止場所に灰皿などの**喫煙器具や設備を設置しない。**

●施設内に喫煙室を設置する場合、喫煙できる場所の出入口及び施設の主な出入口に喫煙場所を示す**標識を掲示する。**(禁煙の場合も表示\*)

※神奈川県条例に基づく義務

●施設内に**喫煙室を設置する場合**、喫煙室の構造や設備をたばこの煙の流出を防止するための**技術的基準に適合させる。**

●喫煙できる場所に**20歳未満の者(従業員含む)を立ち入らせない。**

●喫煙禁止場所で喫煙している、または喫煙しようとする者に対して、喫煙の中止または喫煙禁止場所からの退出を求める。



### 義務

**⚠ 罰則あり：50万円以下の過料**

### 義務

**⚠ 罰則あり：5万円以下の過料\***

※神奈川県条例に基づく罰則  
(従業員の立入りを除く)

### 努力義務

## ●その他の喫煙に関するルールやガイドライン

厚生労働省  
「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」

厚生労働省が、受動喫煙防止対策の一層の推進を図るため策定・公開したものです。ガイドラインの趣旨をご理解いただき、受動喫煙の防止について、一層の推進をお願いします。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000524718.pdf>



横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例  
(ポイ捨て・喫煙禁止条例)

横浜市では、清潔で安全な街をつくり、快適な都市環境を確保することを目的として、「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例(ポイ捨て・喫煙禁止条例)」による取組を進めています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/seiketsu/bika/torikumi.html>



[横浜市における健康増進法や受動喫煙防止に関する問合せ先]

横浜市健康福祉局保健事業課

☎045-671-2454

受付時間：平日8時45分～17時15分(祝日を除く)

横浜市の受動喫煙防止対策の詳細はホームページをご覧ください。



横浜市 受動喫煙防止対策

検索